核兵器禁止・廃絶条約の採択を心から歓迎し、 日本政府をはじめ非締約国が条約を受け入れることを強く要請する

「核兵器禁止条約の国連会議」(「核兵器の全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」)は7月7日、122カ国・地域の賛成、保留1、反対1で核兵器禁止条約を採択しました。

1946年1月の国際連合総会の決議第1号(核兵器および大量破壊が可能なすべての兵器の廃絶を目指すことを決議)以来、1996年の包括的核実験禁止条約(CTBT、未発効)を経て、遅々として進まなかった核兵器禁止・廃絶の取り組みがようやく実を結び、「核兵器のない世界」を国際法規範として確立することを目的とする歴史的な条約が成立しました。長い間の被爆者と核実験の被害者、核兵器開発・生産・配備による被害者の痛苦を思いつつ、この条約を熱く歓迎し、また条約採択に努力された諸国、諸 NPO、被爆者団体のみなさまに心からの敬意を表します。

核兵器禁止・廃絶の課題は第二次世界大戦後の世界の科学者の大きな関心事でもありました。

1950年3月ストックホルムで開かれた平和擁護世界大会ではジョリオ・キュリー(ノーベル賞受賞者・原子物理学者)を先頭に多くの科学者が参加し(日本の著名な科学者・文化人多数も参加)、アピール「(1)原子兵器の無条件使用禁止、(2)原子兵器禁止のための厳格な国際管理の実現、(3)最初に原子兵器を使用した政府(アメリカ)を人類に対する犯罪者とみなす」が発せられました。

アメリカのビキニ環礁水爆実験、米英ソの核兵器開発競争の中で、核兵器が人類の存続をおびやかしていること、あらゆる紛争問題の解決のための平和的な手段をみいだすよう警告を発したラッセル・アインシュタイン宣言(湯川秀樹ノーベル物理学賞受賞者も宣言署名者の一人)、それに応えた国際的な科学者たち、そしてパグウォッシュ会議など心ある科学者の活動は一貫して核兵器禁止・廃絶の方向で取り組まれてきました。

日本科学者会議はその発足当初から核兵器禁止・廃絶を掲げてきました。

1965 年 8 月 2 日に開催された第 11 回原水爆禁止世界科学者協議会では「核戦争の危険と研究体制の反動化に当面して、今日ほど科学者の一致した行動の必要なときはありません。自然科学、人文・社会科学の分野を問わず、人類の福祉に貢献し、科学の平和的発展を要求する科学者は今こそ協力し団結し、共通の課題に向かつて効果的な行動をおこすべきときです」という決議が出され、日本の科学者の全国組織結成の背中が押され、日本科学者会議が誕生しました(1965 年 12 月 4 日)。その後、原水爆禁止世界科学者協議会は途絶えましたが、本会における核兵器廃絶の活動は脈々と続き、1987 年 8 月 8 日長崎原爆投下 42 周年の前日、長崎市民会館で 1987 年原水爆禁止世界大会・科学者集会が開催され、日本科学者会議はその実行委員会で中心的役割を果たしました。本年はそれから数えて30 周年にあたり、原水爆禁止2017 年世界大会・科学者集会 in 高知一30 周年記念一を開催します。私たち科学者の願いは、この核兵器禁止条約に明確に表現されており、心から歓迎するものです。また、条約前文には諸団体、ヒバクシャとならんで学術界、学術研究者の今後の役割も指摘されており、核兵器のない平和で持続可能な世界実現にむかって科学者の社会的責任を果していく決意を表明するものです。

この条約は、核兵器の完全な廃絶こそ、核兵器が再び使用されない唯一の方法であると断言したこと、核兵器の使用がもたらす壊滅的な結果を列挙し、核兵器が国際法の規則、特に国際人道法の原則及び規則に違反するとしたこと、さらに、締約国に課される法的義務としての核兵器その他核爆発装置についての禁止行為として、「使用」だけでなく「使用の威嚇」「開発、実験、生産、製造、そ

の他の方法による取得・保有・貯蔵」、加えて「移譲、直接・間接の受領、禁止行為の援助・奨励・ 勧誘、配置・配備・設置の許可」を含めて、これら全てを禁止したことは、非核三原則「核兵器をも たず、つくらず、もちこませず」が国際的な条約として表現され、「核抑止政策」が論拠を失った画 期的な内容だといえます。

特に非人道的な兵器や大量死をもたらす兵器の禁止については、生物兵器禁止条約 (1971 年採択、1975 年発効)、特定通常兵器使用禁止制限条約 (1980 年採択、1983 年発効)、化学兵器禁止条約 (1992 年採択、1997 年発効)、対人地雷禁止条約 (1997 年署名開放、1999 年発効)、クラスター弾に関する条約 (2008 年採択、2010 年発効) などの条約が結ばれてきました。ところが、圧倒的に非人道的で、かつ大量の死をもたらす核兵器については、核兵器不拡散条約 (NPT、1968 年署名開放、1970 年発効) によって、米露英仏中の「核兵器国」による特権的な保有が認められてきました。しかし、NPT 態勢下で核兵器の拡散を止めることはできず、イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮が核兵器を保有するに至っています。また、戦略核兵器削減交渉(START)などの核兵器国間の話し合いと合意形成によっては、核軍縮は進みませんでした。最近の米露の核兵器強化策は核兵器廃絶の国際世論に逆行さえしています。

今回の条約採択は、NPT態勢が明らかに破綻している下で、核不拡散ではなく、核兵器の禁止・廃絶の国際条約こそが確かな解決策であることを国際社会が宣言したものとして、画期的な意義を持ちます。さらに、被爆者の声を受け入れ、締約国の義務として「核兵器の使用又は実験によって影響を受けた自国の管轄下にある個人について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、医療をはじめリハビリテーションや心理的な支援を含めて、年齢及び性別に配慮した援助を適切に提供し、社会的・経済的に社会に包摂されるようにする」「過去に核兵器またはその爆発装置の使用を行った締約国は、犠牲者の援助のために、影響を与えた他の締約国に対し、十分な援助を行う責任を有する」と明記するヒバクシャ援護を規定した意義は極めて大きいものです。

締約国会議及び検討会議に、条約の締約国ではない国及び国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、関連する非政府機関をオブザーバーとして出席するよう招請したことは、今後の核兵器禁止条約の国際的な広がりを保障する現実的対応であり、非締約国・核保有国とその傘の下にいる諸国を迎え入れる配慮をしたことは高く評価されるべきものです。これは、この条約に対する、「核保有国が入らない実効性のないものである」「核保有国と非保有国を分断するものである」という主張があたっていないことを見事に示しています。

実戦での唯一の被爆国の日本政府が世界平和に貢献できる機会に背を向け、国際社会に大きな失望を与えたことに強く抗議します。北朝鮮の脅威を口実に米国の核の傘のもとにしがみついている日本政府は、この人類史的到達点ともいうべき核兵器禁止・廃絶条約を真摯に受け止め、核兵器保有国及びその核の傘のもとにある諸国に対し、本条約への加盟の働き掛けを先頭に立って行うこと、被爆国である日本が、被爆者と国際社会に対して負っている特別の社会的責務を果たすべきことを強く要請します。

日本政府をはじめ非締約国が、「核抑止」「拡大抑止(核の傘)」による安全保障という幻想から抜け出 し、速やかにこの条約を受け入れることを要請します。

2017年7月10日

日本科学者会議事務局 日本科学者会議平和問題研究委員会